

宇和島市緊急通報装置貸与事業業務委託プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容	配点	配点
全体評価	仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実施するための提案が、明確かつ具体的にされているか。	10	20
	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあり、実施方法が具体的で実現性があるか。	10	
受信センターの体制	365日24時間の受信体制とし、通報に対し確実に対応できるよう、職員体制が整っているか。	5	5
緊急通報装置	装置の使用方法は分かりやすいか、高齢者に対して配慮されているか。装置の耐用年数は十分にあるか、バッテリー・電池切れ・停電・故障時の対応が適切か。	5	10
	装置の設置・撤去等の工事及び故障時の保守点検が素早く対応できるか。提案事業者のノウハウや知識等を活かした独自の提案があり、それらは魅力的かつ実現性の高いものであるか。	5	
緊急通報対応	緊急通報時の状況確認、消防・協力員への連絡体制等が構築されているか。	10	30
	通報があった場合には、速やかに安否確認を行うことができるか。	10	
	利用者の状況把握が確実にできるか。本人と連絡が取れない場合のフォロー体制が整っているか。	10	
相談対応	相談通報時に利用者の状況確認が適切に実施されるか。健康に関する相談に対応できるか。	5	5
災害時対応	人員、機器の両面において地震等の大規模災害に対する備えは適切か。	5	5
個人情報保護	個人情報保護対策が組織的におこなわれており、従事者まで周知徹底されているか。 個人情報漏洩時の組織的な対応が想定されているか。	5	5
業務実績	同種及び類似業務の実績が豊富で十分な効果が期待できるか。	10	10
価格	10点×提案者のうち最も低い見積価格÷提案者の見積価格 =得点 ※小数点以下切り捨て		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点と同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。